

薬 第 4 2 4 9 号
平成 27 年 2 月 18 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する
規則の施行について（通知）

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年条例第123号。以下「条例」という。）第9条に規定する知事指定薬物の指定等については、条例施行規則にて定められているところです。

このたび、条例第9条の規定に基づき知事指定薬物を指定するため、平成 27 年 2 月 18 日付けで条例施行規則を一部改正しました。

つきましては、知事指定薬物の適切な取扱いについて、下記事項にご留意ください。

記

1. 知事指定薬物の指定

指定された物質

次に掲げる 4 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物として指定しました。

- 一 キノリン-8-イル=1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類
- 二 1-(2,3-ジヒドロ-1H-インデン-5-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- 三 4-ベンジルピペリジン及びその塩類
- 四 メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類

五 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

2. 「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」の規定

次に掲げる用途を条例第 10 条第 2 項の「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」として規定しました。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 69 条第 3 項に規定する試験の用途

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 76 条の 6 第 1 項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあつては、右欄に掲げる用途

4-ベンジルピペリジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
-----------------------------	----------------------

(6) (1) から (5) までに掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認める用途

3. 施行期日

平成 27 年 2 月 19 日

薬務課麻薬毒劇物グループ
TEL:06-6941-9078 (直通)
FAX:06-6944-6701